書籍訂正情報

2024 年版 出る順社労士 必修過去問題集 ①労働編

(2024/04/24 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2024年版 出る順社労士 必修過去問題集①労働編」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- · 2024/01/16 更新分… p.1~4
- · 2024/01/23 更新分… p.5
- · 2024/04/24 更新分… p.6~9

【2024/01/16 更新分】

	打工签配	訂正	訂正内容	
	訂正箇所	訂正前	訂正後	
訂正	P64 問7 ア肢 解説 4行目	…, 主たる生計の <u>維持者</u> <u>ではないではないこと</u> 等 を理由とすることの意で あり, …	…, 主たる生計の <u>維持者</u> <u>ではないこと</u> 等を理由と することの意であり, …	
訂正	P72 問 11 C肢 解説 1 行目	C 正 本肢のとおりである (昭 22.9.13 発基 17 号)。なお,…	C 正 本肢のとおりである(昭 63.3.14 基発 150 号)。なお,…	
訂正	P76 問 13 B肢 解説 1 行目	…, その <u>実態</u> において使 用従属関係が認められる ときは, …	…,その <u>実体</u> において使 用従属関係が認められる ときは,…	
訂正	P78 問 14 C肢 解説 7 行目	…「監禁」に該当する (<u>昭</u> 22.9.13 発基 17 号)。	…「監禁」に該当する (<u>昭</u> 63.3.14 基発 150 号)。	

	訂正箇所	訂正内容	
	司正固別	訂正後	
改正	P91 問 21 B肢	※下記に差し替え(下線部が改正に伴う補正部分)	

B 労働契約の締結の際に、使用者が労働者に書面により明示すべき「就業の場所 及び従事すべき業務に関する事項」について、労働者にとって予期せぬ不利益を 避けるため、将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業 務を併せ、網羅的に明示しなければならない。<u>なお、本間において、臨時的な他部</u> 門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更 される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含ないものとする。

		訂正箇所	訂正内容		
			訂正前	訂正後	
강	疋	P92 問 21 解答	正解 <u>A</u>	正解 <u>A・B</u>	

	訂正箇所	訂正内容	
	司正固別	訂正後	
改正	P92 問 21 B肢 解説	※下記に差し替え(下線部が改正に伴う補正部分)	

B 正 本肢のとおりである(令 5.10.12 基発 1012 第 2 号)。本肢の「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」には、就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲とは、今後の見込みも含め、当該労働契約の期間中における就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲をいう。したがって、本肢の将来就業する可能性のある場所や、将来従事させる可能性のある業務についても明示する必要がある。なお、当該「就業の場所及び従事すべき業務」には、臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所及び従事すべき業務が一時的に変更される場合の当該一時的な変更先の場所及び業務は含まれない。

	訂正箇所	訂正内容	
	訂正固別	訂正後	
訂正	P242 問 18 E肢 解説	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)	

E 正 本肢のとおりである(法 60 条、労働安全衛生法施行令 19 条)。製造業(<u>た</u>ばこ製造業、繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く)、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)<u>を除く</u>)は、職長等教育の対象業種である。

	訂正箇所	訂正内容	
	司正固別	訂正後	
訂正	P348 問 18 B肢 解説	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)	

B 正 本肢のとおりである(令 5.9.1 基発 0901 第 2 号)。なお、「必要以上に長時間にわたる厳しい叱責、他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責など、態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃」を<u>反復・継続するなどして執拗に受けた</u>ときは、心理的負荷の程度は「強」になるとされている。

	訂正箇所	訂正	内容
	aj 正 回 [7]	訂正前	訂正後
訂正	P479 問 4 問題 2 5 行目	…負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き D 賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、…	…負傷その他厚生労働省令で定める理由により D 賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、…
訂正	P514 問 4 A肢 解説 5 行目	…,年末年始の休日や夏季休暇等の特別休日(すなわち,週休日 <u>氏の他</u> 概ね1か月以内の…	…, 年末年始の休日や夏季休暇等の特別休日(すなわち, 週休日 <u>その他</u> 概ね1か月以内の…
訂正	P753 問 48 E肢 解説 3 行目	…,労働保険事務組合ごとに,<u>千万円</u>又は常時 15人以下の労働者を使用する事業の…	…,労働保険事務組合ごとに,1千万円人以下の労働者を使用する事業の…

【2024/01/23 更新分】

訂正符配		訂正内容	
	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P488 問 6 【解説】 11 行目~13 行目	なお、同法第18条第1項, 第2項の規定による賃金 日額の最低限度額(自動 対象変更額)は2,610円, 同法同条第3項の規定に よる最低賃金日額は 2,657円とする。	なお、同法第18条第1項, 第2項の規定による賃金 日額の最低限度額(自動 対象変更額)は2,700円, 同法同条第3項の規定に よる最低賃金日額は 2,746円とする。
		<u>2,657円</u> とする。	<u>2,746円</u> とする。

【2024/04/24 更新分】

	訂正箇所	訂正	内容
	ij 正 回 [7]	訂正前	訂正後
改正	P424 問 52 C肢 解説 4 行目・5 行目・6 行目	\cdots , 小学校に在学する者である場合は対象者 1 人につき月額 1 万 4 千円、中学校に在学する者である場合は対象者 1 人につき月額 1 万 8 千円(ただし通信制課程に在学する者である場合にあっては対象者 1 人につき月額 1 万 5 千円)とされており、 \cdots	\cdots , 小学校に在学する者である場合は対象者 1 人につき月額 1 万 5 千円、中学校に在学する者である場合は対象者 1 人につき月額 2 万 1 千円(ただし通信制課程に在学する者である場合にあっては対象者 1 人につき月額 1 万 1 千円)とされており、 \cdots
訂正	P424 問 52 D肢 解説 4 行目	…,その額は、対象者 1人につき月額 <u>1 万 4 千</u>円 とされている。	…, その額は、対象者 1 人につき月額 <u>1 万 5 千</u> 円 とされている。
改正	P609 問 50 A肢 2 行目~3 行目	…, 当該専門実践教育訓 練を開始する日の <u>1 か月</u> <u>前まで</u> に, …	…,当該専門実践教育訓練を開始する日の <u>14 日</u>前までに,…
改正	P614 問 52 E肢解説 2 行目	…,当該専門実践教育訓 練を「開始する日の <u>1箇</u> 月前まで」に,…	…,当該専門実践教育訓 練を「開始する日の <u>14</u> <u>日前まで</u> 」に,…

	訂正箇所	訂正内容	
	aj 止 固 M	訂正後	
改正	P685 問 17 D肢	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)	

D 建設の事業における令和 $\underline{6}$ 年度の雇用保険率は、令和 $\underline{5}$ 年度の雇用保険率と同じく、 $\underline{1,000}$ 分の $\underline{18.5}$ である。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P686 問 17 解答	正解 <u>なし</u>	正解 <u>D</u>
	訂正箇所	訂正後	
改正	P686 問 17 D肢 解答・解説	※下記に差し替え(下線部が訂正部分)	

D 正 本肢のとおりである(法12条4項ほか)。

	訂正箇所	訂正	内容
	aJ 止 固 所	訂正前	訂正後
改正	P693 問 21 B肢 3 行目	…, 令和 <u>5</u> 年度の雇用保険 率 は, 一般の事業では, 1,000分の13.5とされている。	…, 令和 <u>6</u> 年度の雇用保険率は, 一般の事業では, 1,000分の13.5とされている。
改正	P693 問 21 E肢 5 行目	…, 令和 <u>5</u> 年度の厚生労働 大臣の定める率は, 事業の 種類にかかわらず一律に 1,000分の5とされている。	…, 令和 <u>6</u> 年度の厚生労働 大臣の定める率は, 事業の 種類にかかわらず一律に 1,000分の5とされている。
改正	P694 問 21 B肢 解説 1 行目	B 誤 一般の事業における令和 <u>5</u> 年度の雇用保険率は,…	B 誤 一般の事業における令和 <u>6</u> 年度の雇用保険率は,…
改正	P694 問 21 E肢 解説 1 行目	E 誤 令和 <u>5</u> 年度の第 3種特別加入保険料率は, …	E 誤 令和 <u>6</u> 年度の第 3種特別加入保険料率は,
改正	P695 問 22 A肢 4 行目	…,令和 <u>5</u> 年度の保険年 度1年間における第1種 特別加入保険料の額は 17,520円となる。	…, 令和 <u>6</u> 年度の保険年度 1 年間における第 1 種特別加入保険料の額は 17,520円となる。
改正	P695 問 22 C肢 3 行目	…,当該者の事業又は作業の種類がいずれであっても令和5年度の保険年度1年間における第2種特別加入保険料の額が227,760円を超えることはない。	…, 当該者の事業又は作業の種類がいずれであっても令和6年度の保険年度1年間における第2種特別加入保険料の額が227,760円を超えることはない。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P695 問 22 E肢 4 行目	…, 令和 <u>5</u> 年度の保険年度 1 年間における第 3 種特別加入保険料の額は39,420円となる。	…, 令和 <u>6</u> 年度の保険年度 1 年間における第 3 種特別加入保険料の額は39,420円となる。
改正	P696 問 22 C肢解説 5 行目・7 行目	…,令和 <u>5</u> 年度における第 2 種特別加入保険料率は, 最も高いもので 1,000 分 の 52(林業の事業)である ため、令和 <u>5</u> 年度の第 2 種特別加入保険料の額 は,…	…,令和6年度における第2種特別加入保険料率は,最も高いもので1,000分の52(林業の事業)であるため、令和6年度の第2種特別加入保険料の額は,…
改正	P789 問 2 選択肢 ⑤	⑤ <u>25</u>	⑤ <u>23</u>
改正	P790 問 2 【解 答】 空欄 B 解答	B <u>\$\\$_25</u>	В ⑤23
改正	P790 問 2 【解 説】 6 行目	…, <u>25</u> 歳未満の在職者が 技能検定を受ける際の受 検料を一部減額するよう になった。	…, <u>23</u> 歳未満の在職者が 技能検定を受ける際の受 検料を一部減額するよう になった。

以上